

日田市移住支援金対象チェックリスト

1 前提条件

☐	申請時において転入後1年以内であること
☐	申請日から5年以上定住する意思があること
☐	日田市への転入前、県外に5年以上住民登録していたこと
☐	暴力団等、反社会的勢力と関係を有する者でないこと
☐	日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者の在留資格を有すること
☐	会社からの命令（転勤、出向、研修等）や進学等による一時的な転入、これらに類する転入でないこと。また新卒採用者でないこと

2 移住元に関する要件(1・2ともに該当すること)※子育て加算の東京圏の判断基準

(1)転入する直前の10年間について(いずれかに該当)	
☐	「東京23区内に在住していた期間」が通算5年以上ある
☐	「東京圏に在住し、かつ東京23区内へ通勤していた期間」が通算5年以上ある
(2)転入する直前について(いずれかに該当)	
☐	転入する直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していた
☐	転入する直前に連続して1年以上、東京圏に在住し、かつ東京23区内へ通勤していた

※「在住」とは住民票を置いていることをいう

※東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県をいう。ただし、条件不利地域を除く

※東京23区内への「通勤」は、被用者又は雇用者の場合、雇用保険加入期間に限る

※東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合、通勤期間に通学期間を合算することができる

3 世帯に関する要件（次のすべてに該当）

☐	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元（転入前の市区町村）において、同一世帯に属していた
☐	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している
☐	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること
☐	同一世帯に属する者が、日田市に対して移住支援金、移住応援給付金を申請していないこと

4 就職等に関する要件(ア～オのいずれかに該当)

ア 一般の場合(次のすべてに該当)	
☐	就業先が、県の求人サイト「おおいたジョブナビ」に掲載している求人であること。またマッチングサイトに求人を掲載した日以後に、当該求人に応募していること
☐	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う法人でないこと
☐	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
☐	当該企業等に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
☐	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
イ 専門人材の場合(次のすべてに該当)	
☐	国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること
☐	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
☐	当該企業等に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
☐	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
☐	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと
ウ テレワークの場合(次のすべてに該当)	
☐	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、日田市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
☐	原則、恒常的に通勤しないで かつ週20時間以上テレワークを実施すること
☐	デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと
エ 関係人口の場合(各要件のいずれかに該当)	
【支給対象者の要件】	
☐	県や本市が実施する移住事業を利用したことがあること (例)体験ツアー、相談会等
☐	本市に居住経験があること
【地域の担い手確保の要件】	
☐	農林水産業に従事していること
☐	家業等へ就業していること(その家代々の職業として生計を立て、従業者が概ね9人以下で構成)
オ 起業の場合	
☐	大分県地域課題解決型起業支援事業における起業補助金の交付決定を受けていること